

令和4年度 第8回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和4年11月25日

令和4年度 第8回定例総会議事録

1. 日 時 令和4年11月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 古倉 一郎	2 番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3 番 芦田 義彦	4 番 足立 正典	5 番 金子 隆司
	6 番 徳田 義信	7 番 山本 浩子	8 番 足立 康裕
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 俊哉	11 番 足立 信昭
(春日地域)	12 番 臼井 光茂	13 番 荻野 隆太郎	14 番 近藤 眞治
	15 番 田川 良一	16 番 婦木 克則	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 耕作	19 番 野垣 克巳
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 杉山 重利	23 番 高見 由行
	24 番 橋本 慎司		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて
(下限面積の設定)

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 公共工事の届出について

報告第 5 号 認定電気通信事業者による届出について

報告第 6 号 農地法第5条の規定による申請の取下願について

5. 閉会

1. 開会

○議長 失礼いたします。ただいまより、令和4年度第8回丹波市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、岸本会長より御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長（会長あいさつ）

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の総会の出席人数でございます。在任委員24人中、議席番号1番の古倉委員から遅刻届が提出され、出席委員は23名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名をさせていただきます。

本日は、議席番号22番の杉山重利委員、議席番号23番の高見由行委員、両委員、よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

- ～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号30番 ～
- ～ 議案第1号 使用貸借権設定 番号1番、番号2番 ～
- ～ 議案第3号 所有権移転 番号13番 ～
- ～ 報告第3号 番号1番 ～
- ～ 報告第6号 番号1番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は8ページに示しております。

大きい方の農地の売買の話が先にあり、その後、小さい方の農地も一緒に買ってくれないかというような感じの売買になったようでございます。

譲渡人はこれを持ちまして、廃農という形になります。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号2番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は9ページに示しております。

今までは、利用権設定により耕作を他地域の方にしていただいておりますが、このたび来年は作らないと言われ、合意解約したということでございます。

付近の耕作者に相談されましたところ、売買による話となりまして、先ほどの番号1番の方にその話がいったということでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号3番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は10ページに示しております。

従来からグループの一員として耕作しておりましたが、このたびこの農地を、自分の農地として取得したいという運びになりました。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番～番号6番、報告第6号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号5番については関連の案件も含め、確認報告をお願いします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、使用貸借権設定で借りていた農地を購入して、経営規模を拡大したいというものです。図面は11ページにあります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

この案件は、9月に農地法第5条の許可申請をされましたが、県への開発協議で、道路幅10メートルの確保を求められ、それが出来ないということで、転用計画を変更するため、取下げになりました。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はありませんか。

氷上地域委員会から追加の確認報告はございませんか。

○委員 特にございませんが、先ほど担当委員さんから報告がありましたとおり、一旦取下げて、第3条と第5条で再度申請されたということでございます。

○議長 番号5番及び報告第6号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 第3条については特に問題ないと思うんですが、以前に許可を受けた第5条、許可を受けたといいますか、ここで許可した第5条については、ちょっとここに記憶が薄いんですけど、その分について減らしても、今度の計画がなされるということですか。

○議長 以前は、この105ページにありますように、3筆で大規模案件として転用するという案件で一旦通りましたが、県に行ったときに、道幅が面積に対して足りていないという指摘を受けて、それに見合う形で、1筆のみを第5条にして、残りについては第3条でというような内容で、進めておられます。

で、そのような形にするために、転用計画を変更という形で、一旦受けたものを取下願が出ております。で、改めて、今回はこの第3条の2筆を、議案第1号の中で審議をさせていただいております。

○委員 はい。第5条は後ですか。

○議長 第5条は後です。

○委員 結構です。

○議長 ほか、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。報告第6号の番号1番について、御承知おきください。

番号6番について、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号7番～番号11番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は15ページに示しております。

譲受人は、15ページの図面の真ん中下に「拠点」と示されているところの家を購入し、主に自家野菜を栽培するというところでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続いて番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号○番の○○が説明をします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページにつけております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号10番を、議席番号○番の○○が説明をします。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は18ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号11番を、議席番号○番の○○が説明をします。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 新規就農やと思うんですけど、農機具のほうはどうなっていますか。

○委員 一応記述の中では、農機具自体はないんですけども、その拠点、購入される家に倉庫がありまして、そこに手作業でできる程度の農具は準備してあるということでございます。大変やと思いますけど。

○委員 管理機とかも、これから購入の予定とかしてないんですか。

○委員 購入予定は、多分あると思うんですけども、実際はまだ取得されてないということでございます。

- 議長 よろしいでしょうか。
- 委員 耕作は、何を耕作されるの。
- 議長 耕作の作物。
- 委員 作物は、一応1年目はトマトとキュウリを中心にということでございます。野菜がしたいということで。
- 議長 野菜。
- 委員 譲渡人の方は、これで農業を廃止されるんですか。
- 議長 農地は4筆残るということです。
- ほかに質問、意見等ございませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号7番について、許可することとしてよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号8番について、質問、意見等はございませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号8番について、許可することとしてよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号9番について、質問、意見等はございませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号9番について、許可することとしてよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号10番について、質問、意見等はございませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号10番について、許可することとしてよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。
- 番号11番について、質問、意見等はございませんか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号11番について、許可することとしてよろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。
- 次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、番号12番～番号19番、使用貸借権設定、番号1番、報告第3号、番

号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、誓約書が添付されております。令和4年11月2日付け、農地法第3条の申請をするに当たり確認したところ、未申請の転用農地について、次のとおり農地法を守り、早急に是正し、申請手続きを履行することを誓約いたします。また、周辺土地の農業上の利用の確保及び関係人の利益を考慮して必要のある場合は、違反を是正するため必要な措置を取られても異議はありませんというような誓約書がついております。

昔、牛、豚を飼っていた畜舎を昭和54年に建て替え、現在に至っているということでございます。

引き続き、番号13番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しております。

5月に承認をいただきました2枚の畑に引き続き、今回の畑が追加となりました。図面で拠点となっている空き家を買ひ、そこを拠点に、黒豆を中心とした作物を栽培したいというものでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号14番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 続いて番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

この番号15番は、先ほど事務局から説明がありましたように、3つの申請案件がつながっております。

まず1つ目、番号15番は、農地を売買により取得し、農業を開始したいというもので、図面は23ページに示しております。

譲受人は、同じ地区内に居住し、今回申請地を取得し、栗・柿などを栽培し、農業を開始したいというものです。

2 番目に、39 ページを御覧ください。番号 1 番ですが、使用貸借権を設定して、5 年間ここを借りて経営したいということで、こちらの農地は主に野菜などを栽培したいという予定です。

この 2 つの案件を足して、下限面積を確保したということになります。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

次に 3 つ目ですが、93 ページを御覧ください。報告第 3 号の番号 1 番です。

今回購入される農地の中に、譲渡人が平成 20 年頃に建てた農機具庫があり、今後も譲受人が農機具置場として利用するとのことで、譲渡人の始末書を添付の上、届出されております。

今申し上げましたほか、23 ページの地図を御覧いただいて、真ん中あたりに黒く塗ってあるところが、今の倉庫があって、届出されているところであります。

それから、次に番号 16 番ですが、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 16 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 24 ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この申請地で、主に野菜を栽培したいということでございます。

○委員 続いて、番号 17 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 17 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 25 ページにお示ししています。図面を見てのとおり、御自宅の後ろにある小さな農地です。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号 18 番、番号 19 番、譲受人が同じですので、併せて御説明させていただきたいと思います。

番号 18 番、番号 19 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 18 番、番号 19 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は 26 ページにお示ししております。

縦に 2 つになっておりますけれども、現状は 1 枚ものの農地です。

譲受人は、本件農地 2 筆とも以前より利用権設定をされて、耕作しておられます。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 12 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号15番及び使用貸借権設定の番号1番、並びに報告第3号の番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。

〇〇委員さんの発言で、確認です。多分そのとおりだと思うんですけども、番号15番、4ページ、これ全部計算で足すと、1,002平米になるんですね。ぎりぎり下限面積は超えるなと思ったんですけど、この93ページに110平米、いわゆる2アール未満の届の中で建物の面積を引き算すると、892平米になって、これだと下限面積を満たさないということで、39ページの472平米を足して、1,350平米になると。それで超えているということで、よろしいですね。

○委員 はい。今おっしゃるとおり、2つの案件を足して、下限面積を超えるということでございます。苦肉の策のようで。

○委員 いえいえ、とんでもないです。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番及び使用貸借権設定の番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番及び使用貸借権設定の番号1番について、許可すべきものと決定いたします。

なお、関連の報告第3号の番号1番につきましては、御承知おきください。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２０番～番号２４番、使用貸借権設定、番号２番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 それでは番号２０番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２７ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続いて、番号２１番を、議席番号○番の○○が説明します。なお今、事務局からありましたように、使用貸借権設定の番号２番も同一人の申請でございますので、合わせて説明をさせていただきますと思います。

番号２１番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、地図は２８ページにつけております。

また、使用貸借権設定の番号２番は、４筆ありますけれども、下限面積を確保するための申請でございますので、使用貸借権を設定するという申請です。地図は４１、４２、４３ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、新規就農ということですので、管理機とか小さい農具は持っておられますが、大きい農具を必要とされる場合は、貸出人の家がすぐ近くですので、農具をお借りされる予定です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続いて、番号22番、番号23番、番号24番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は29ページに示しております。

なお、この案件は、別段面積設定農地でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号23番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番及び使用貸借権設定の番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番及び使用貸借権設定の番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番及び使用貸借権設定の番号2番について、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 2 2 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 2 2 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 2 3 番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 議席番号○番の○○です。

譲受人の方の経営面積が 1 0 万平米ぐらいになっているんですが、今の耕作状態は特に問題はないということですよね。その確認だけです。

○議長 山南地域委員会から。

○委員 特に問題はございません。

○委員 ほとんど水稻ですか。

○委員 そうです。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 2 3 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 2 3 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 2 4 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 2 4 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 2 4 番は、許可すべきものと決定いたします。

議席番号 1 番の古倉委員が今出席されました。よろしくお願いします。

それでは続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、番号 2 5 番～番号 3 0 番、議案第 3 号、番号 1 3 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 2 5 番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号 2 5 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 3 2、3 3 ページに示しています。全て水稻を計画されています。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号 2 6 番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号 2 6 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 3 3

ページに示しています。水稻を計画されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号27番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は34、35ページに示しています。ともに野菜の栽培を計画されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続いて、番号28番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号28番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は36ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号29番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号29番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は36ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号30番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号30番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、37ページに地図をつけております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

譲受人は、新規就農者でございますが、当地で薬草栽培をしたいと希望され、地元とマッチングができました。

現住所は〇〇で、薬草栽培をする研究会の仲間6名と一緒に、無農薬栽培をされる予定でございます。

拠点は、38ページにありますとおりで、母親とともに住まわれるということを聞いております。

トラクター、耕運機等の購入準備をされておると聞いております。

仲間でございますが、それぞれ仕事を持っておられまして、その合間を見て、手伝いに来ら

れると聞いております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

合わせて併議案件でございます。議案第3号の番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、農地を転用し、宅地への進入路を確保するための申請でございます。図面は37ページと38ページに示しているとおりでございます。

申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の集団規模の農地に含まれているため、第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当するため例外的許可事由に該当すると考えられます。

資金計画書、地元自治会、農会長、水利組合及び隣接農地の転用同意書が添付されております。

地域委員会としては、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号30番と議案第3号の番号13番につきましては、農業用に利用するために、機械を通す道が狭くて、番号13番を進入路として利用しなければ、農業用の作業ができにくいということから、地域委員会から併議案件としてほしいということで、今回の取扱いになっておりますことを申し添えておきます。

第3条の番号30番及び議案第3号の番号13番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。53ページ、2アール未満でもよかったかなと思うんですけど、この後もし利用目的変えても、もう農地法の網から外れ、まあこれ2アール未満とかだったらずっと農地法の網かかりつつ、いろいろ利用目的が変わると、いろんな指摘ができると思うんですけども、これの5条でそういう目的で、これ第1種農地なんですけれども、これ変わってしもても、もう農地法的に変な使い方しとっても、言い方悪いですけど、もう何か指導というか、そういう形ではもういかないわけですよ。その辺、ちょっと僕も、第1種農地でもう進入路で問題ないのかというのがちょっと気にはなったんで、聞きもらしがあつたら申し訳ない。

で、何回も言いますけど、2アール未満か何か農業施設であれば、ずっと農地法の網にかかって、いろんな指導ができると思うんですけど、もう5条が入ってしまうと、これ農地法の網取れてしまって、例えばこれで取りましたと。すぐ家建てましたと。まあ118平米では建たないですけど、いろんなことができると思うんですよ。だからもう我々がここ通る農地パトロールで何かしとってやけども、5条で外れたらもう指くわえて見とかなあかんのかっていう話になってくる。

ちょっと5条のほうは当然手続大変ですから、2アール未満で取られたら大変なんで、あれですけども。まあ進入路ですからね、そんなにお金もかからんと。言い方によってはこういう手もあるのか、みたいな、という感じがしないでもない。

○委員 回答になるかわかりませんが、38ページの地図をちょっと見ていただきましたら、真ん中に「道」と書いてありますよね。自宅の、拠点の横に。この道は軽トラックも通らないような細い道、農道なんです。だから、接道が許可要件、4メートル以上のところがないとできませんので、この○○番の下に水路があるわけで、その下にある市道ということで、その市道から、その進入路のスペースを取ったということで、聞いております。

○議長 農作業用に入るための進入路。

○委員 そうです。道のところも、接道という関係、消防車とか救急車とか、その確保の道がないと駄目だということで、許可出なかったということで、その市道のほうで、○○番○ということで、確保したという。

○委員 言い方悪いですけど、こういう手もあるんかみたいになっちゃうんです。

○議長 ○○委員。

○委員 これ、農業用として広げられたんではない。

○議長 事務局、説明。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

恐らく先ほどの〇〇委員の発言から推察するに、第1種農地は農業用でないとは駄目じゃないのかという認識なのかなというふうに、こちらのほうは感じているんですけども、農振農用地の場合には、農業用施設用地でないとは許可は出ないということになります。

今回、地域委員会から報告がありましたとおり、これは第1種農地というふうに判定はされています。で、先ほどから説明がありますが、あくまでも拠点に入るための進入路で、接道する道路の幅員を確保したいという動機も報告があったところであります。

事前に事務局も、許可権者であります県に確認を取っておりまして、今回のケースは第1種農地の例外規定の中の集落接続として、許可ができるという見込みは確認をしています。ですので、第1種農地の例外規定の集落接続というのを適用して、今回は進めたいというふうに考えております。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 ちょっとそれは置いて。全然、薬草の話を全く分かんないので、教えてほしいんですけど、これ〇〇の方が、向こうで研究会をされていて、何人かいらっしゃる。で、そのうちの1人の名義で買って、何人かがお見えになって、その拠点で薬草作りをするっていうようなお話で、3条申請を今出されておるというふうに私は理解をしていますけども、地元管理者がいなくても、管理拠点があれば、薬草ってできるもんなんですか。ちょっと分かんないんで、教えてください。

○委員 譲受人が、いわゆる地元の管理者になる。リーダーですので、まもなくこの拠点に家を建設されます。そして母親もここへ移られるようでございます。で、家ができるまでは、〇〇に住宅を確保したいというようなことを聞いています。

仲間の方は6人ほどおられるんですけど、〇〇市とか〇〇県とか〇〇等々に住んでおられる方々でして、東京のほうで薬草の研究会で勉強されまして、その仲間とグループということで意見が合いまして、こちらに、母親が〇〇のほうに、昔、疎開されておられて、この山南町のほうとかで薬草のことを聞いておられまして、そういうふうなことで、地元の自治会長さんといろいろええとこないかという話がございまして、自治会長さんの話がマッチングをしたということで、こういうように利用されて、薬草をされるということでございます。

薬草栽培するためには、やっぱり農地でもですね、どこでもできるというわけでは、やっぱり落ち着くのは3年か4年かかると、薬草栽培の適地になりにくいということで、大分努力されんと難しいなという気もしています。

以上のようなことで、聞いております。こないだ20日にも本人が見えられまして、地元の公民館で話し合いをされたりしておられたようでございます。

地元としても、これが軌道に乗れば、もう少しこの周辺、遊休農地がたくさんありますので、1町でも2町でも、まあ10年先になるかもしれませんが、購入してほしいというような地元の希望があったりして、こういうマッチングができたということです。

○委員 ありがとうございます。いい経過ですね。ありがとうございます。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番及び議案第3号の番号13番について、許可及び許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、第3条の番号30番については、許可すべきものと決定し、議案第3号の番号13番については、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

～ 議案第2号 一時転用 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、申請人が経営する〇〇店の露天駐車場として利用するための申請です。図面は46ページに示しております。

申請地の真下に申請人の住居と飲食をされるスペースがあるということで、来客用の駐車場ということになります。

申請地の農地区分は、46ページの南の太線で囲んであります街区の中で、宅地面積が84.7パーセントとなり、40パーセントを超えておりますので、第3種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の一時転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、一時転用、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、栗の栽培を行うための圃場整備を目的とした一時転用の申請です。図面は48ページに示しています。

農地区分は、農用地区域内となるため、丹波市長から当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとの意見書が提出されています。

なお、申請地内で、切土・盛土を行い傾斜地にして、雨水は隣接側溝へ排水し、圃場整備を行い、栗の苗木を132本植栽される計画です。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 この案件につきましては、大規模な案件のために、事前調査を行っております。隣接する春日地域委員長より、確認報告をお願いいたします。

○委員 11月22日に、会長・副会長、市島と春日の地域委員長の5人で、現地を確認させていただきました。現地は土地改良施工済みの農振農用地のところとして、周囲は農道と排水路に囲まれた6筆を、栗の植栽を目的とした、圃場整備をしたいということのようでございます。

緩やかな斜面で、畑を1つにならしてしまっていて、栗を植えようというもので、造成せないかんのので、一時転用許可申請が出ております。

周辺農地には悪い影響はないものと思われます。

以上、報告しておきます。

○議長 市島地域委員会と春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号12番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番～番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号1番、番号2番につきましては、一体的な大規模な開発となるために、併議案件とさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会より確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番、番号2番を一括して、議席番号○番、○○が説明します。

番号1番、番号2番は、農地を売買により取得し、建売分譲住宅を建築するための申請です。図面は54、55ページに示しております。

申請地の農地区分は、○○番○、○○番○については、上下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、当該2筆から500メートル以内に○○（医療施設）、○○（教育施設）が存在するため、第3種農地と判断しました。

また、○○番○、○○番○については、通常であれば、○○（鉄道の駅）からおおむね500メートル以内にある場合に第2種農地と判断しますが、今回は500メートル以上になりますので、駅を中心とする半径500メートルの円の面積に占める宅地の面積の割合が、40パーセントを大きく超えていますので、その割合が40パーセントになるまで1キロメートルを上限として、円の半径を延長できる特例を用いて、判断を行いました。

その結果、宅地面積の割合が40パーセントになるまで円の半径を延長すると、760メートルの区域内に当該2筆が存在することから、第2種農地と判断いたしました。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、転用面積は2,205平方メートルで、平家建て7戸の分譲住宅の申請となっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、倉庫を建てて利用するための申請です。図面は12、13ページに示しています。

申請地の農地区分は、事業に供する施設等が連たんする区域内の農地であるため、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

今回、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。議席番号○番の○○です。

建売分譲住宅を建てられるというような格好になっていますけど、これ2社でやることになっていますね。これ、次の建売分譲住宅をまた申請しようと思ったら、やっぱり半分以上売れないと駄目ないんですか。

○委員 そうですね。

○委員 これ2社とも一緒ですか。

○委員 一緒です。

○委員 2社ともかかれないんですね。

○委員　そうですね。工事材料全てを両者でもっておられるということで、両者が権利者になりますんで。前回もこの申請地の東側に、この図面でいきますと、この上になるわけですが、これで、この54ページの図面でいきますと、この申請地の斜線に書いてあるところの右側ですね。東側になりますけども、ここが今、御質問があったところの、譲受人の業者さん2社で建売分譲住宅を建設されております。

で、今度その続きとして、こちらの、今般申請地で、同じ業者が申請された。どちらも2社で申請をされております。

○委員　そしたら今の過半の部分が出来たからということで、次いくと。

○委員　はい。半分以上、住宅が現在建っています。7割くらい建っているくらい。それも確認はしております。

○委員　分かりました。

○議長　よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員　議席番号○番の○○です。

今、前に1回受けてはるということであれば、共有で持ちはるというのは全然問題ないと思います。これ、どうなんですか。不動産、建売分譲住宅ですよ。

○委員　そうです。

○委員　建売分譲住宅の許可なんで、これ今回は○○業者と○○業者って書いてありますけども、○○もされているんじゃないかと思うんで、○○業法も問題ないと思うんですが、買取りが、何て言うのかな。譲受人の数とか、例えば4者でやって、そういう適格要件っていうのは全然ないんですか、農地法上は。

それと持ち分とかは必要あるんですか。

○事務局　失礼いたします。事務局でございます。

まず、譲受人の数に農地法上制限があるかないか。制限はございません。

2点目、持ち分はどうかという点ですが、恐らく登記の際に持ち分は記載をされると思いますが、現時点申請書には記載はございません。資金計画で見ますと、2分の1ずつということになっております。

○委員　申請書に記載する必要はないんですね。

○事務局　農地法の転用申請書の中に、持ち分の記載が必要かどうかという御質問であろうかと思いますが。記載の必要はございません。

○委員　分かりました。ありがとうございます。

○議長　ほか、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番、番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長　異議がございませんので、番号1番、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、番号3番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 議長、すいません。さっきちょっと先走り過ぎましたけど、105ページで取消しでしたっけ。取下げられとるときの要件が、駐車場、露天駐車場って書いてあるんですね、そのとき。倉庫と露天駐車場で一回許可を得てはるんです。ということは、そのときに露天駐車場が必要やったということやと思うんですよ。ロジックから言うたら。今回倉庫だけで、県のあれが下りへんから倉庫だけで許可申請されたっていう、それはそれで分かるんですけど、駐車場は要らないのかなというのがどうですか。

○議長 氷上地域委員会。

○委員 今回は、駐車場はなしで倉庫だけいうので、確認しています。

○議長 隣接、既存の駐車場もございまして、今回計画変更によって、まず倉庫が欲しかったということだそうですので、倉庫を中心に計画をされたということだと思います。

○委員 今、中継地点がなかなか、倉庫というのが無いらしい、それを持たなかったら〇〇業者としてちょっと運営がしにくいという、そういうこともあって、先に倉庫が必要だと、そのようです。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 参考までに聞かせてほしいんですけど、これ今回3条のこれに書かれとるんですけど、これ道幅が取られへんかったさかいに、3条と5条と分かれたという解釈でいいんですか。

○委員 そうです。大規模になりますんで、大規模の場合は、道幅を9メートル取りなさいというふうな、そういう指導があって、それはちょっと難しいということで、面積を減らされたと。

○議長 よろしいですか。

先ほど3条のところでもちょっと質問がいろいろあったんですけど、流れとしてはそういう流れです。

ほか、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号、番号4番、番号5番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、譲受人が申請地の右側、宅地、建物を購入し、居宅兼〇〇教室として利用し、そのための家族及び来客用の露天駐車場とするための申請です。図面は56ページに示しております。

申請地の農地区分は、５６ページの図面の太線で囲んでおります街区の中で、宅地の割合が５０．４パーセントとなり、４０パーセントを超えておりますので、第３種農地と判断されるところと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、この申請におきましては、譲渡人が申請地の一部に、許可なくアスファルト舗装をしていたということに対して、始末書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 それでは続いて、番号５番を、議席番号○番の○○が説明をします。

番号５番は、太陽光発電設備のための転用の申請でございます。図面は５７ページにつけてあります。

農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接し、かつ農地の集団規模が１０ヘクタール未満であることから、第２種農地と判断をしました。

地元等の同意も取られておりますし、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用行為の妨げとなる問題もなく、転用面積も妥当であり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、許可基準を満たしておりますので、地域委員会といたしましては、許可相当としました。

ちなみに、パネル枚数が９００枚で、発電の出力が２４９．９キロワットということでございます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

○○委員。

○委員 すいません。これ面積が結構大きいことになるんですけど、地元と協定とか、そういうのはもう取られとるんですか。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 協定書は取っております。昨日、確認をしました。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等、ございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 番号５番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番～番号9番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、住宅の一部と庭とするための転用申請でございます。図面は58ページに示しています。これには経過書が添付されておりますので、読み上げます。

今般上記土地に対し、農地法第5条第1項に規定する転用許可申請を行いますが、現在同土地は、既に建物敷地及び庭として整備されています。本許可後に所有権移転登記を受け、履行される日となった際にも、これまでと同様、屋敷の一部として利用いたします。ここに経過書を差し入れ、経過説明とするとともに、何とぞ御許可をくださいますよう、お願い申し上げます。11月2日付けでございます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続いて、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を、隣接する宅地とともに購入し、一般住宅を新築するための申請です。図面は59、60ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道で、500メートル以内に〇〇(教育施設)が2つ存在することから、第3種農地と判断されると考えます。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号8番について、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、農地を売買によって購入し、貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は61ページに示しております。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道で、500メートル以内に〇〇(教育施設)、〇〇(医療施設)が存在するため、第3種農地と判断されると考えます。

申請地の北側の家、隣接する住宅を購入される方が、そこで〇〇教室を開かれることから、隣地である譲渡人の農地を、〇〇業を営む譲受人が購入し、その教室の生徒さん来客用として、貸露天駐車場とするもので、住宅を購入される方との間で、賃貸契約書も交わされています。

また市道から乗り入れることから、道路法第24条の許可申請も進めておられます。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を売買により購入し、一般住宅と露天駐車場として利用するための申請です。図面は24ページに示しているとおりです。

申請地の農地区分は、集落内にある農地で、第1種、第2種、第3種、いずれの農地にも該当しない、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、その他の農地であることから、第2種農地と判断され则认为します。

周辺で代替地を探されましたが、適当な土地がないため、今回の申請地となりました。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

申請人は、御夫婦であります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 議席番号〇番、〇〇です。

58ページの地図見て、非農地ではやっぱり何か、5条でお願いってなるような理由があるんであったんであれば、別に5条で出してもらっても全然問題ないと思うんですけども、経過書どおり出ます。面積も195平米です。地図を見ても、まあ非農地かなみたいな、非農地証明でもええんかなと思ったりもするんですけど、何かこういきさつというか、あったら教えてください。

○議長 春日地域委員会。

○委員 もうひとつ詳しいことは分らんのです。5条で出されました。

○委員 結構です。

○議長 まあ一応5条で申請されています。

○委員 もちろん問題ないですよ。ちょっとあっただけで。もう面積も面積だし、どうなのかなという。問題ないならそれで結構です。住所も問題ないです。結構です。

○議長 他に、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

それでは、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号10番～番号12番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号10番と番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番、番号11番は、売買により露天資材置場と露天駐車場として利用するための申請です。図面は62ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区面積に占める宅地の割合が49.5パーセントで、40パーセントを超えており、第3種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

また、この農地は、平成26年の災害以来、表土に砂利や小石が流入し、用水路も破壊されたために、水田としての機能が発揮できず、放置田となっております。そのため雑草が生い茂り、草刈りはするものの、隣接する住民に大変迷惑をかけており、今回、再利用していくことを聞き、露天資材置場としてちょうど会社としても手狭になっており、ほかの土地を探している途中だったので、ここを購入したいということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、売買によりカーポート、露天駐車場として利用するための申請です。図面は63ページです。

農地区分は、〇〇（鉄道の駅）から３００メートル以内にあり、第３種農地と判断されると考えます。

申請者は現在、車１台を路上駐車しており、来客用、自家用で使用する予定です。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 この現況地目ですけども、畑と宅地とあるんですが、この辺はどういうふうな割合で、どう考えたら。

○議長 市島地域委員会。

○委員 これは、現在宅地というか倉庫が建っているんですよ。前から。そこにもう下がコンクリートそういうふうになってるさかい、そこにカーポートを建てるってことです。

○議長 事務局、関連として。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

まず１点目、事務局からお願いを申しあげたいと思います。議案書の訂正でございます。

番号１２番の備考欄ですけども、大変申し訳ございません。「経過書添付」の追記をお願いしたいと思います。

先ほど市島地域委員会から確認報告がありましたが、昭和４６年頃に設置した物置が存在をしてございます。ということで、現況地目のほうは畑・宅地ということになってございます。

以上、議案書修正をよろしくお願いいたします。

○議長 今、訂正の報告がございました。よろしいでしょうか。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第５条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、賃貸借権設定、番号１番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１番について、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１番は、貸出人が、自身が経営する会社との間で、賃貸借権を設定し、露天駐車場と露天資材置場として利用するための申請です。図面は６５ページに示しているとおりです。

申請者の会社の事務所は、すぐ道の右隣にあります。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道で、５００メートル以内に〇〇（医療施設）、〇〇（教育施設）が存在するため、第３種農地と判断され则认为ます。

申請地は、会社の事務所に隣接しており、来客用、関係者の駐車場として、また会社で使用する露天資材置場として利用するものです。

資金証明、市道からの乗り入れの協議も進めており、土地の賃貸借契約書も添付しております。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

それでは休憩を取ります。

（休憩）

（再開）

○議長 それでは会議を再開いたします。

～ 議案第4号 番号1番～番号14番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番～番号5番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番から番号5番なんですけど、同じようなところに隣接した場所でございます。それで、番号1番につきましては、1カ所だけはちょっと離れたところにございまして、59平米だけは離れたところにございしますが、現況を11月15日に確認しましたところ、現況は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和63年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号2番、番号3番、番号4番につきましても同じ場所ですので、同じような状況になっていきます。証明することに問題ないと考えておりますので、よろしくお願いします。

それと、番号5番につきましてですけれども、ここの場所につきましては、11月15日に現地を確認しましたところ、現況は自動車等の進入路として利用されておりました。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見ても、非農地判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成7年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番、番号7番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は73ページに示しております。

11月14日に確認したところ、現地は地図の左側の建物と一体利用をされた庭の状態です。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和54年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は74ページに示しています。

11月14日に現地確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号7番の所有者は個人ですか。

○議長 氷上地域委員会。

○委員 個人です。

○委員 県が申請しとるんですね、何か利用があつて。

○議長 こちらでこの部分、この上のところは、今度、砂防ダムを作られるということで、今回非農地証明書を取られているということで、土地は個人の所有なんですけど、県民局長名で願出されているわけですが、これについては承諾書が全部添付をされております。

○委員 公共工事やったらせんでもええんちゃうん。実際は。

○事務局 事務局でございます。

まず先ほど議長のほうから説明ありましたとおり、今回は県で治山工事をするために、所有者の同意を得て非農地証明を提出している状態であります。

治山工事になりますと、事業地が山林であることという必要が生じてまいりますので、当地は山林でございますが、登記簿上の地目は畑で残っておりますので、山林への変更手続を県で実施するということから、今回非農地証明願が提出をされているということであります。

○議長 ○○委員。

○委員 ちょっとよう知らんのですが、この95ページに、報告事項でありますね、治山工事。これの周辺の案件やないかなと思うんですが、これは全部地目農地で、治山工事と思うんですが、どう違うんですか。

○議長 事務局から答えを。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

95ページでございますが、あくまで利用面積とございまして、この部分については工事用の進入路設置のための届出の部分、それから非農地証明の部分にしましては、治山工事本体の部分、その差であろうかというふうに考えております。

○委員 治山工事本体のものについては、同じような工事計画で、農地法施行規則の届出ではあかんのですか。っていうのは、民地をわざわざ公共が非農地証明出して、地目変更するっていう必要がある、まあやっぱりそれだけのあれがないと、公共性がないと無理やと思うので、それがこの進入路と実際の治山工事と、どう違う。ちょっと教えてください。

○議長 再度事務局から説明をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

先ほども申し上げましたとおり、治山工事の事業、本体部分になるところにつきましては山林である必要があるということが1点ございます。

で、公共工事の報告の部分につきましては、一時的に進入路として利用するというので、

届出。それはあくまで申請と届出では、そういう整理の仕方をしておるといところです。そこはまずよろしいですかね。

○委員 はい。

○事務局 で、事業地が山林となるために、それは個人で申請をすればええんじゃないかという話なのかなというふうに、御質問の意図は理解するんですけども、そういうことではなく。

○委員 うん。別に届出をしたほうがええんでしょうけど、そういう方策がないのか。地目変更して、わざわざ非農地証明かけて地目変更して、山林にしてじゃないと、公共のほうの工事はできないんですか。

○事務局 職権で地目変更ができるかという、そういう御質問ですか。

○委員 工事届出を出さないといけないのか。

○事務局 届出はあくまで、その農地となっている部分を、一時的にそうじゃないものに使いますよという届出ですよ。

で、非農地証明願ってというのは、もう登記地目を変更します、ということなんで、それは個人でやるか、事業実施主体の県がするかという整理になってこようかと思います。今回は、事業実施の県、事業者でされて、県で証明願を出して、地目変更の手続をするということで、進んでおります。そういうふうに理解しておりますが。

○委員 消防施設みたいな感じ。あれは市やけど、あれもそんな感じ。後で市が地目変更するみたいな。

○事務局 失礼いたします。もはや事務局からお伝えする必要ないと思いますけれども、非農地証明願はあくまで現況証明ですので、願出をされた動機がどうかとか、その他にまで言及をする必要があるのかというのが、まずひとつあると思いますけれども。

先ほど説明したとおり、動機はそういうことであるということで、御理解をいただきたいと思います。

○委員 分かりました。おっしゃっている意味は分かります。

以上です。

○議長 番号7番について、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第4号、番号8番～番号12番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号8番から番号12番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番から番号12番は、一体ものでございますので、一括して報告させていただきます。

番号8番から番号12番は、地目変更のための非農地証明です。図面は75ページに示しております。

11月11日に確認したところ、現地は共同畜舎となっており、農地への復元が困難であり、

周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５６年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号８番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号８番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号９番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号１３番、番号１４番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１３番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は７６ページに示しております。

１１月１１日に現地を確認したところ、現状は貸露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなったのは、昭和６３年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号１４番も議席番号○番の○○が説明します。

番号１４番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は７７ページに示しております。

１１月１１日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなったのは、平成４年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 面積３，３１３平米になるんですけども、会社の駐車場か何か、どういう目的で、どこに貸してはるのが分かったら。

○委員 運送会社が、ずっとここを借りて、使っております。で、今回相続に当たり、ここが農地であるということが発覚し、相続人の息子さんが今回この申請をしたということで、御本人は全く知らなかったということです。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１４番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第５号 ～

○議長 議案第５号、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号、番号１番、番号２番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段面積設定の依頼を受けたため「平成２８年１２月２１日 空き家に付属した農地に係る農地法第３条第２項第５号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。図面は８０ページに示しております。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号２番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段面積設定の依頼を受けたため「平成２８年１２月２１日 空き家に付属した農地に係る農地法第３条第２項第５号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。図面は８１ページに示しています。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第５号の番号１番は、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第５号の番号１番は、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第５号の番号２番は、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第５号の番号２番は、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

～ 議案第 6 号 ～

○議長 議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 6 号朗読。

○議長 まず、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 番から番号 9 番まで、11 月 15 日の柏原地域委員会におきまして確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

次に氷上地域についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する方がいらっしゃいます。退席をお願いします。

(該当委員退席)

○委員 番号 10 番から番号 99 番まで、11 月 14 日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

番号 21 番と番号 23 番につきまして、どちらも御高齢でございますが、息子さん等が農地を管理され、耕作されているということを確認しておりますので、問題ないと思っております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１００番から番号１１６番まで、１１月１４日の青垣地域委員会におきまして確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

ちょっと補足しておきます。番号１０４番でございますけども、設定を受けられる方が〇〇県に在住ということでございますが、利用権を設定する側の〇〇さんの妹さんでございまして、拠点は実家である〇〇さんの自宅を拠点にして、作業には従事、季節的な作業に従事するということでございます。問題はないというふうに考えております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

○議長 次に春日地域なんですが、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１１７番から番号１５１番まで、１１月１５日の春日地域委員会におきまして確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て

照会のとおり決定することに、異議がないと回答します。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号６８番から、飛んで番号１５２番から番号１６８番まで、１１月１１日の山南地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域ですが、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１６９番から番号１９５番まで、１１月１１日の市島地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 2件について、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届出について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番～番号3番朗読。

○議長 3件について、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番～番号3番朗読。

○議長 3件について、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、認定電気通信事業者による届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 2件について、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、認定電気通信事業者による届出について、御承知おきください。

本日予定しておりました議案につきましては、全て終了します。

何か質問、意見等はございませんか。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（事務連絡）

○議長 それではよろしいでしょうか。

それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和4年11月25日

議 長 _____ ㊟

議事録署名委員（22番委員） _____ ㊟

議事録署名委員（23番委員） _____ ㊟